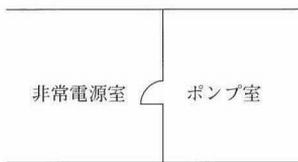


第 2 配 線

2.1 制御盤の設置位置

- (1) 制御盤は、当該電動機が設置されているポンプ室（② I 2.3 参照）に設置しなければならない。ただし、2.1 図 1、図 2 の配置のように加圧送水装置の点検に便利な非常電源の設置室（1.2 から 1.7 参照）に設置する場合は、この限りでない。



2.1 図 1



2.1 図 2

- (2) 屋内消火栓設備等のポンプを駆動する電動機の制御盤の位置については、当該電動機の付近の、点検に便利で、かつ火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けなければならない。

制御盤が電動機の付近にないことは、加圧送水（液）装置の点検には不便である（「加圧送水（液）装置」とは、ポンプ、電動機、制御盤等をいい、水源、配管、電源は含まない。）。

制御盤の耐火措置は義務付けられていないことから設置位置（前記(1)参照）に適合すればよいものである。

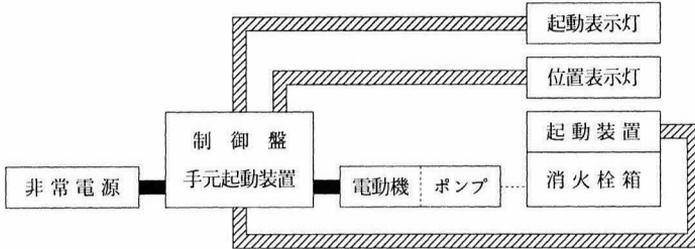
2.2 配線機器の耐熱保護

1.6 を準用する。

2.3 耐火又は耐熱配線としなければならない部分 (H14.9.30消防予282)

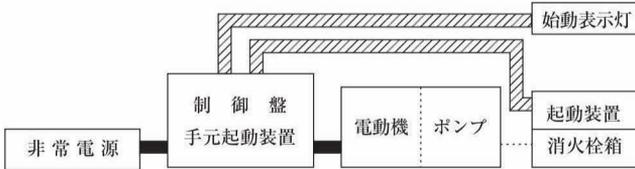
凡例 は耐火配線, は耐熱配線, は一般配線,
 は水管又はガス管を示す。

(1) 屋内消火栓設備



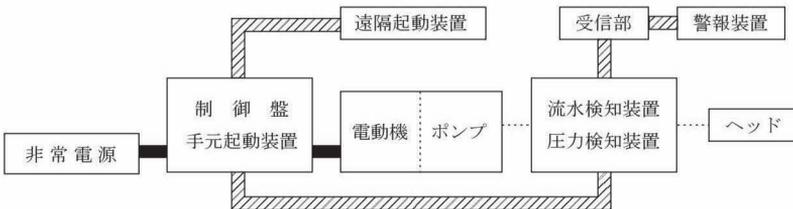
2.3 図 1

(2) 屋外消火栓設備



2.3 図 2

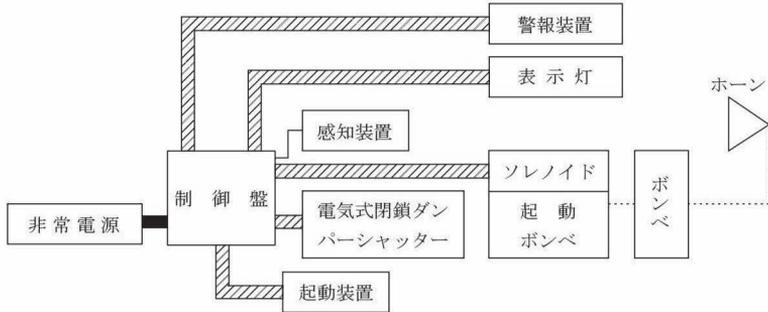
(3) スプリンクラー設備, 水噴霧消火設備, 泡消火設備



2.3 図 3

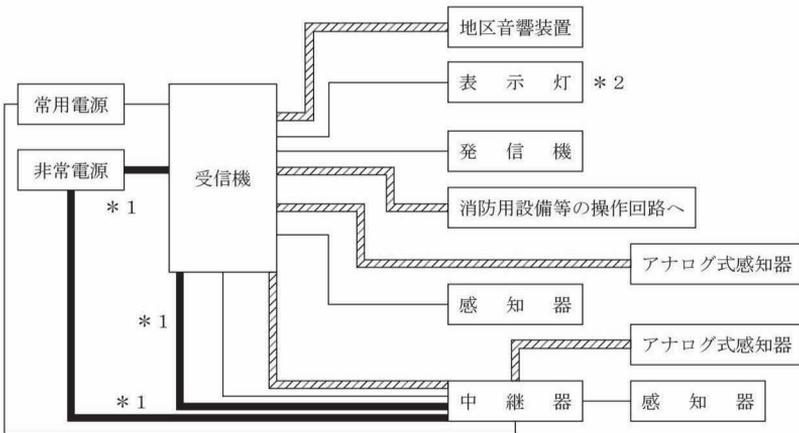
⑤ I 第 2 配 線

(4) 不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備，粉末消火設備



2.3 図4

(5) 自動火災報知設備

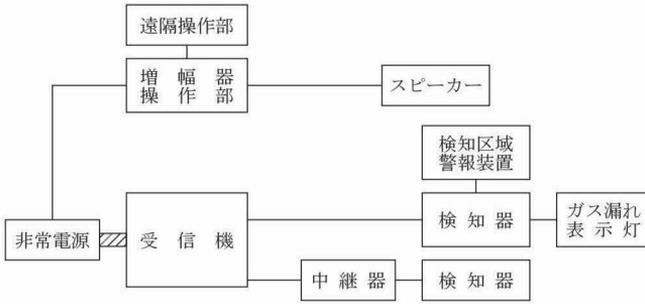


注 * 1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）

* 2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合，発信機上部表示灯の回路は，非常電源付の耐熱配線とすること。

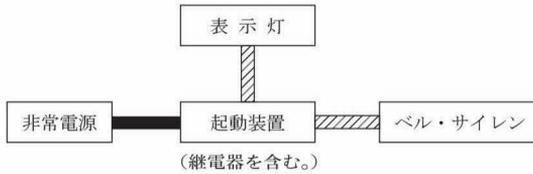
2.3 図5

(6) ガス漏れ火災警報設備



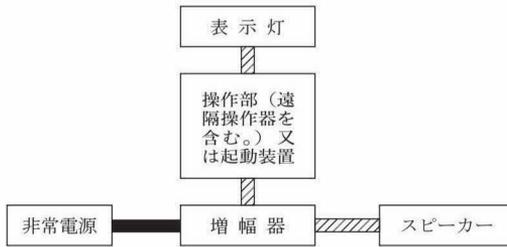
2.3 図 6

(7) 非常ベル，自動式サイレン



2.3 図 7

(8) 放送設備



2.3 図 8

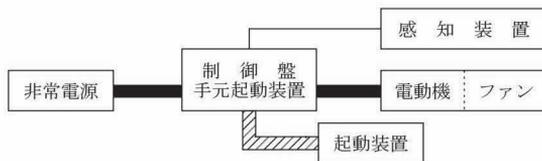
(9) 誘導灯



2.3 図 9

⑤ I 第 2 配 線

(10) 排煙設備



2.3 図10

(11) 連結送水管



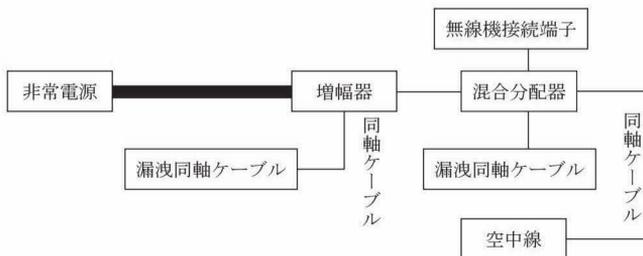
2.3 図11

(12) 非常コンセント設備



2.3 図12

(13) 無線通信補助設備

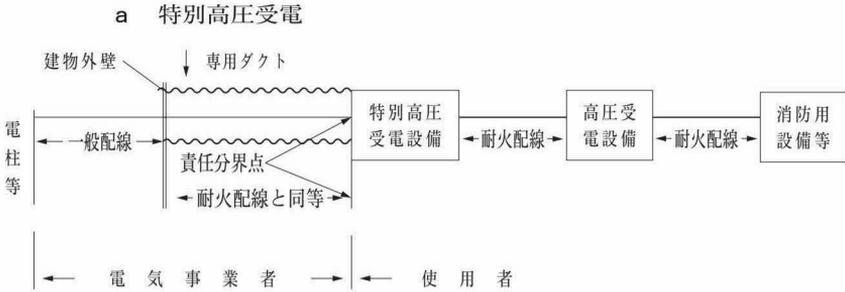


2.3 図13

(14) 備 考

ア 非常電源専用受電設備の場合は，需要家の責任分界点（引込線取付点等）から規制される。

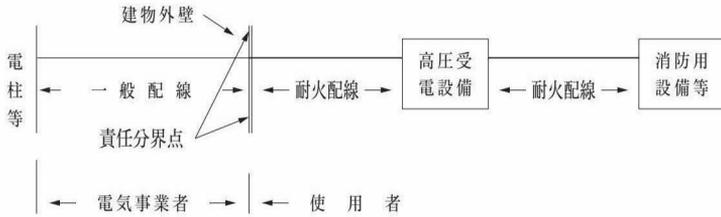
※ 電気事業者との責任分界点引込線取付点等及び耐火配線規制（例図）



2.3 図14

b 高圧受電

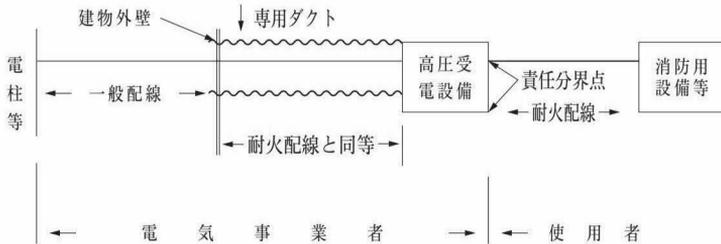
(a) 一般高圧受電



2.3 図15

※ 地中ケーブルを用いる場合は、責任分界点は配電塔又はキャビネット内にある（以下同じ）。

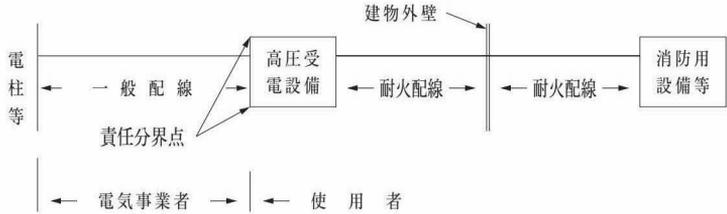
(b) 電気事業者が借地した場合の高圧受電



2.3 図16

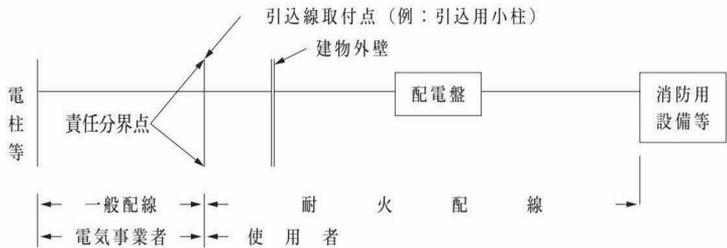
⑤ I 第2 配 線

(c) 建物外に設置された場合の高圧受電



2.3 図17

c 低圧受電



2.3 図18

イ 蓄電池設備を機器に内蔵する場合は、機器の電源配線を一般配線とすることができる。

ウ ポンプ室内（② I 2.3 参照）若しくは不燃専用室又は不燃共用室（1.2 から 1.7 参照）内の配線（盤内配線を含む。）は、耐火、耐熱配線としなくてもよい。

注 アの具体的規制 指導（S59.151）

(1) 需要家の責任分界点（引込線取付点等）以降は耐火配線であることが要求されるが、次の一に該当する部分の電線は、この限りでない。

(ア) 不燃専用室（1.2(9)参照）

(イ) 不燃共用室（1.2(10)参照）

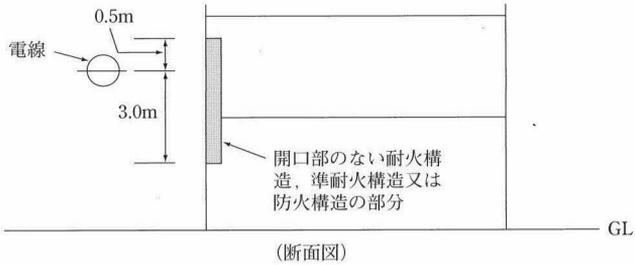
(ウ) 地中

(エ) 隣地境界線、道路中心線又は工作物から水平距離が3mを超え、かつ、電線の下方の工作物までの垂直距離が10mを超える架空の部分。ただし、次の一に該当する部分においてはそれぞれ3m、10m以下でよい。

a 電線から水平距離3m以内、垂直距離10m以内に存する部分が不燃材料で造られている工作物（建築物を除く。）に面する電線

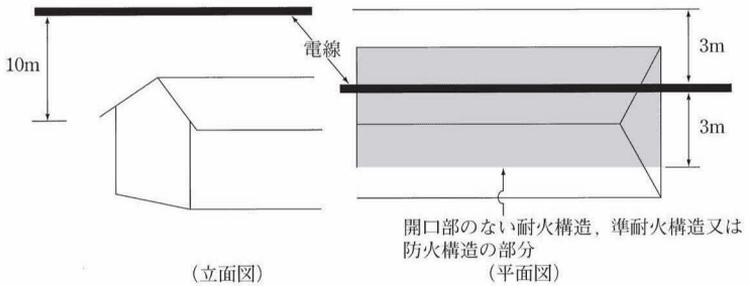
b 電線から水平距離3m以内のうち、地上から電線までと同じ高さから上方0.5m、下方3.0mまでの部分が開口部（はめ殺し又は随時開けること

ができる自動閉鎖装置付の防火戸を除く。)のない耐火構造, 準耐火構造又は防火構造である建築物に面する電線



2.3 図19

c 電線の下方10m以内のうち, 電線と並行な3m以内の部分が開口部(はめ殺し又は随時開けることができる自動閉鎖装置付の防火戸を除く。)のない耐火構造, 準耐火構造又は防火構造である建築物に面する電線

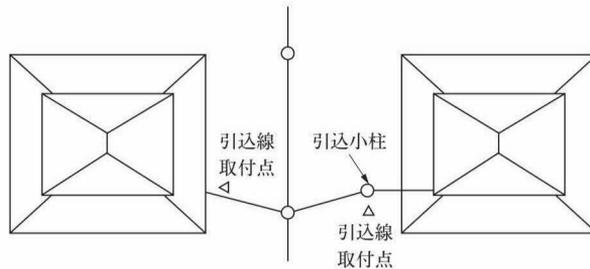
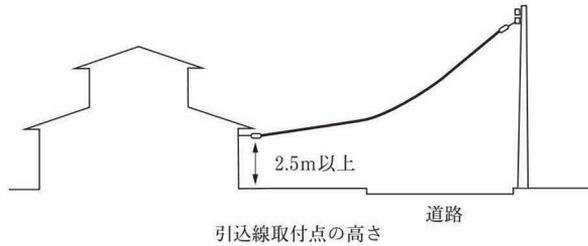


2.3 図20

d 840°Cの加熱時においても通電に支障のない配線部分

例 840°C時においても電気関係法令の定める離隔距離を確保できるがいし引き工事

⑤ I 第 2 配 線



引込線取付点の例

2.3 図21

2.4 耐火耐熱保護配線の工事方法 (H14.9.30消防予282) (改.H24.3.27消防予119) (改.H28.3.31消防予104)

	電 線 の 種 類	工 事 方 法
耐 火 配 線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイバロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロブレンシースケーブル ・バスダクト 	<ol style="list-style-type: none"> 1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合(他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。

	耐火電線 M I ケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。
耐 熱 配 線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 600ボルト 2 種ビニル絶縁電線 ・ ハイバロン絶縁電線 ・ 四ふっ化エチレン絶縁電線 ・ シリコンゴム絶縁電線 ・ ポリエチレン絶縁電線 ・ 架橋ポリエチレン絶縁電線 ・ E P ゴム絶縁電線 ・ アルミ被ケーブル ・ 鋼帯がい装ケーブル ・ C D ケーブル ・ 鉛被ケーブル ・ クロロブレン外装ケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・ E P ゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・ バスダクト 	金属管工事，可とう電線管工事，金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。 ただし，不燃専用室，耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は，相互に15cm以上隔離するか，不燃性の隔壁を設けたものに限る。）あつては，この限りでない。
	耐熱電線 耐火電線 M I ケーブル 耐熱光ファイバケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

注 1 耐火電線の基準（H 9.12.18国告10）参照

注 2 耐熱電線の基準（H 9.12.18国告11）参照